

令和3年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省3-（9））

施策名	矯正施設 ¹ における収容環境の維持及び適正な処遇の実施
担当部局名	矯正局成人矯正課，少年矯正課
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，被収容者の個々の状況に応じて，収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 （Ⅱ-6-（2））
達成すべき目標	刑事施設 ² や少年院における改善指導等を適正に実施するほか，職業訓練や少年院における職業指導，矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等を充実させることにより，被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図る。
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・被収容者の再犯防止のためには，再犯リスクや問題性を的確に把握し，その特性に応じた指導を行うことが重要であり，取り分け，被害者の心身に重大な被害を与える性犯罪事犯者及び性非行少年への対策を推進する必要がある。また，再入者に占める無職者の割合は毎年高い割合で推移しており，就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることも，再犯防止のために重要である。 ・「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）³において，性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化が掲げられ，効果検証結果を踏まえて，関係省庁が連携しながら効果的な施策について検討することとされているほか，就労支援の推進が掲げられ，「刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り，就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施する」こととされている。 ・再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）⁴において，性犯罪者等に対する専門的処遇が掲げられ，性犯罪者等に対する指導等の一層の充実を図ることとされているほか，就労・住居の確保等が重点課題の一つとされている。
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○子供・若者育成支援推進大綱（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）第3-2（2）③（施設内処遇を通じた取組等）⁵ ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ-3-（1）-⑥性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化 Ⅲ-3-（2）-②就労支援の推進⁶ ○「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> 2 立ち直りをみんなで支える社会に向けた取組の方向性 3 再犯防止につながる仕事の確保 ○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> 第2-1 就労の確保等 第5-1-（2）-②-i 性犯罪者・性非行少年に対する指導等 ○性犯罪・性暴力対策の強化の方針（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定） <ul style="list-style-type: none"> 性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実⁷
政策評価実施予定時期	令和4年8月

測定指標	基準値	施策の進捗状況（目標）					
		基準年度	2年度		3年度		
1 受刑者の性犯罪再犯防止指導 [※] 受講前後の問題性の変化	—	—	受刑者の問題性の程度を示す数値の平均値が小さくなること		受刑者の問題性の程度を示す数値の平均値が小さくなること		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠							
<p>性犯罪再犯防止指導は、受刑者の再犯リスクや問題性の大きさを評価し、その結果に応じた適切なプログラムを選択して実施している。受刑者の問題性には、性暴力に親和的な態度、性的な感情や行動に対する統制力の低さなどが挙げられ、これらは指導によって変化し得るものと考えられており、専門的なアセスメントツールを用いて問題性の程度を数値化（0点～12点）している。</p> <p>このアセスメントツールを用いてプログラム受講前後の受刑者の問題性の変化を把握することにより、プログラムの効果を評価できることから、各年度におけるプログラム終了者の問題性の変化を測定指標とし、プログラム受講前後の得点の平均値を算出し、受講後の平均値が小さくなることを目標とした。</p>							
施策の進捗状況（実績）							
元年度			2年度				
受刑者の問題性の程度を示す数値を性犯罪再犯防止指導受講前後で測定した結果、受講後の平均値は、受講前の平均値よりも1.58ポイント（約21パーセント）低下したことが確認された。			受刑者の問題性の程度を示す数値を性犯罪再犯防止指導受講前後で測定した結果、受講後の平均値は、受講前の平均値よりも1.72ポイント（約22パーセント）低下したことが確認された。				
参考指標		年度ごとの実績値					
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
性犯罪再犯防止指導受講開始人員（人）		497	493	504	797	563	424

測定指標	基準値	施策の進捗状況（目標）				
		基準年度	2年度		3年度	
2 在院者の性非行防止指導 [※] 受講 前後の問題性の変化	—	—	在院者の問題性の程度を示す数値の平均値が小さくなること		在院者の問題性の程度を示す数値の平均値が小さくなること	
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠						
<p>性非行に及んだ在院者の問題性には、性的な感情や行動に対する統制力の低さなどが挙げられ、これらは指導によって変化し得るものと考えられており、専門的なアセスメントツールを用いて、再犯の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握している。</p> <p>このアセスメントツールを用いて指導受講前後の在院者の問題性の変化を把握することにより、プログラムの効果を評価できることから、各年度における指導終了者（短期義務教育課程及び短期社会適応課程に指定されている在院者を除く。）の問題性の変化を測定指標とし、指導受講前後の平均値が小さくなることを目標とした。</p>						
施策の進捗状況（実績）						

元年度		2年度				
<p>在院者の問題性の程度を示す数値を性非行防止指導受講前後で測定した結果、指導受講後の平均値は、受講前の平均値よりも7.04ポイント（約15パーセント）低下したことが確認された。</p>		<p>在院者の問題性の程度を示す数値を性非行防止指導受講前後で測定した結果、指導受講後の平均値は、受講前の平均値よりも暫定値であるが5.47ポイント（約12パーセント）低下したことが確認された。</p>				
参考指標	年ごとの実績値					
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
性非行防止指導受講人員（人） （中核プログラム修了者）	—	191	228	188	165	134

測定指標	基準値	年ごとの目標値		
		基準年	2年	3年
3 刑事施設における職業訓練の受講率	下記 「元年実績値」	元年	対元年増	対2年増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

職業訓練により知識や技術を習得し、資格や免許を取得することは、受刑者の出所後の就労を容易にし、再犯の防止に資すると考えられる。そこで、受刑者の円滑な社会復帰及び出所後の就労の安定を図るため、出所者における職業訓練の受講率を測定指標とした。

今後、より積極的に職業訓練を実施し、出所者に占める職業訓練受講者の割合を対前年増とすることを目標とする。

過去の実績	年ごとの実績値					
	27年	28年	29年	30年	元年	2年
出所者における職業訓練受講者数（人）	3,218	3,632	3,965	4,234	3,879	3,657
出所者における職業訓練受講率（％）	13.7	15.8	18.0	20.1	19.4	19.3
参考指標	年ごとの実績値					
	27年	28年	29年	30年	元年	2年
刑事施設出所者数（人）	23,566	22,947	22,025	21,060	19,993	18,931

測定指標	基準値	年ごとの目標値		
		基準年	2年	3年
4 刑事施設における就労支援実	19.8	元年	対元年増	対2年増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠						
<p>受刑者に対するキャリアコンサルティング、公共職業安定所や雇用主との連絡調整等を行うため、平成18年度から各刑事施設に就労支援スタッフを順次配置し、令和元年度には刑事施設76庁に就労支援スタッフが配置されている。各刑事施設では、公共職業安定所との連携の下、受刑者の就労意欲を喚起するとともに、就労支援対象者に選定して、就労支援スタッフによる職業相談や公共職業安定所職員による職業紹介等の支援を実施しているところであり、出所者に占める就労支援実施人員の割合は、刑事施設における就労支援の充実を示すと考えられることから、測定指標とした。</p> <p>なお、仮釈放者については保護観察に引き継がれており、保護観察中に就労が決まるケースも多い。令和元年において、仮釈放者の保護観察終了時における有職者数は7,958人である。</p>						
過去の実績	年ごとの実績値					
	27年	28年	29年	30年	元年	2年
就労支援実施人員の割合（％）	14.5	15.4	18.1	19.5	19.8	18.6
参考指標	年ごとの実績値					
	27年	28年	29年	30年	元年	2年
刑事施設出所者数（人）	23,566	22,947	22,025	21,060	19,993	18,931
就労支援実施人員（人）	3,413	3,529	3,989	4,097	3,961	3,527
就労支援実施人員のうち、満期釈放人員（人）	—	—	823	732	565	529
うち、在所中就職内定人員（人）	—	—	255	284	286	276
就労支援実施人員のうち、仮釈放人員（人）	—	—	2,282	2,190	1,794	1,767
うち、在所中就職内定人員（人）	—	—	451	649	628	564
事業主による採用面接実施人員（人）	348	512	1,023	1,420	1,653	1,377
就労支援スタッフによる面接等実施人員（人）	22,387	22,299	23,593	23,999	25,350	22,414

測定指標	基準値	年ごとの目標値		
		基準年	2年	3年
5 少年院における就労支援実施人員の割合	22.8	元年	対元年増	対2年増
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠				
<p>少年院においては就労支援対象者を指定するなどして重点的な就労支援対策を実施しており、少年院における就労支援実施人員の割合は、少年院における就労支援の充実を示すと考えられることから、測定指標とした。</p>				

少年院出院者は大多数が保護観察に引き継がれており、保護観察中に就労が決まるケースが多いことを考慮する必要がある。令和元年において、少年院仮退院者の保護観察開始時における有職者の割合は27.2パーセント、保護観察終了時における有職者の割合は78.0パーセントであるところ（注）、保護観察期間まで一体として捉えた就労支援対策の効果を更に上げていくためには、出院時又は出院後できるだけ早い時点で、少年院出院者の就労が安定するよう引き続き少年院在院中における就労支援対策を重点的に実施することが有効である。令和元年において、少年院で就労支援を実施した者の割合は22.8パーセントであったところ、対前年増とすることを目標とする。

（注）保護観察開始時と終了時とでは、対象者が異なるので、厳密な意味での比較ではない。

過去の実績	年ごとの実績値					
	27年	28年	29年	30年	元年	2年
就労支援実施人員の割合（％）	20.8	20.6	22.8	22.9	22.8	25.5
参考指標	年ごとの実績値					
	27年	28年	29年	30年	元年	2年
少年院出院者数（人）	3,286	3,068	2,882	2,564	2,470	1,986
就労支援実施人員（人）	683	631	656	587	563	506
事業主による採用面接実施人員（人）	93	104	153	231	249	194
就労支援スタッフによる面接等実施人員（人）	5,994	8,677	9,265	8,288	7,267	5,267
少年院仮退院者の保護観察終了時の有職者の割合（％）	76.0	77.2	78.7	77.2	78.0	75.2

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
①受刑者就労支援体制等の 充実 (－年度)	781百万円 (747百万円)	784百万円 (748百万円)	845百万円 (798百万円)	849 百万円	3,4,5
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
被収容者に対して、就職に必要となる知識や技術、資格を付与するために各施設において職業訓練等を実施するとともに、出所後の生活に不安を抱く被収容者に対し、就労支援スタッフが公共職業安定所から必要な求人情報を適時に入手しつつ、就職意欲の向上を図るとともに具体的な求職活動の指導を行っている。 再入者に占める無職者の割合は高い値で推移しており、就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要である。				0018	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		

②地域生活定着支援の推進 (平成21年度)	511百万円 (471百万円)	557百万円 (485百万円)	530百万円 (464百万円)	574 百万円	—
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
<p>高齢者や身体等に障がい有する者が、矯正施設を出所(院)後、速やかに福祉の支援を受けられるようにするため、矯正施設に社会福祉士、精神保健福祉士を配置し、①支援が必要な対象者の選定、②当該対象者の福祉ニーズの把握、③当該対象者が行う福祉サービスの申請手続に対する支援等を行っている。</p> <p>高齢者や身体等に障がい有する者は、出所(院)後、短期間のうちに生活苦に陥りやすく、再犯のおそれが高いため、こうした者に対する福祉的な支援は、再犯の防止に資するものである。</p>				0021	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
③被収容者生活関連業務の 維持 (—年度)	22,837百万円 (22,811百万円)	22,647百万円 (22,062百万円)	23,616百万円 (23,321百万円)	22,168 百万円	1,2
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
<p>矯正施設において、被収容者の身柄を確保するために必要な以下の物資等を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設の適正な維持・管理を図るための保守料や物品等 ・被収容者の公平・適正な矯正処遇を実施するために最低限必要な食糧、衣類、日常生活必需品等 ・矯正指導や矯正教育、矯正医療等を実施するための資材等 				0022	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
④社会復帰に必要な刑務所 作業の実施 (—年度)	3,960百万円 (3,879百万円)	4,212百万円 (4,167百万円)	3,971百万円 (3,807百万円)	3,798 百万円	—
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
<p>刑事施設に収容された懲役受刑者は、刑法が定める「所定の作業」を行う義務を負っており、刑務作業は、規則正しい勤労生活の維持、規律ある生活態度及び勤労意欲の向上など、矯正処遇の根幹となる事業である上、民間企業からの受注によって得た作業収入は国庫に帰属される。</p>				0023	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
⑤留置施設の維持管理に係 る実費償還	5,012百万円 (4,838百万円)	4,862百万円 (4,795百万円)	4,879百万円 (4,850百万円)	4,715 百万円	—

(一 年度)				
達成手段の概要等				令和3年行政事業レビュー事業番号
被疑者・被告人等は、本来、国の行政機関である拘置所等の刑事施設に勾留させるものであるが、都道府県の警察署の留置施設に勾留された場合には、「警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律」(明治35年法律第11号)に基づき、食糧費、生活必需品等の消耗品費、留置施設の維持管理経費などの勾留によって発生する経費を都道府県に償還することとされている。				0024

施策の予算額・執行額	予算額計(執行額)			3年度
	30年度	元年度	2年度	当初予算額
	43,998百万円 (43,452百万円)	43,957百万円 (43,330百万円)	44,847百万円 (44,153百万円)	43,364百万円

-
- *1 「矯正施設」
刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称
 - *2 「刑事施設」
刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称
 - *3 「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定)
2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を視野に、地域の絆や連帯の再生・強化を図るとともに、新たな治安上の脅威への対策を含め、官民一体となった確かな犯罪対策により良好な治安を確保することにより、国民が安全で安心して暮らせる国であることを実感できることを目指し策定された。
 - *4 「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)
平成28年12月に成立した「再犯の防止等の推進に関する法律」において、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定することとされたことを受け、「再犯防止推進計画等検討会」における議論等を経て策定された。
 - *5 「子供・若者育成支援推進大綱」(平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定)第3-2(2)
③(施設内処遇を通じた取組等)
少年院・少年刑務所において、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる指導等の充実を図るほか、社会復帰に資する就労支援を行う。また、少年院において、修学の意欲を高めるため、高等学校卒業程度認定試験受験の督励や個々のニーズに合わせた支援を行う。
 - *6 「「世界一安全な日本」創造戦略」Ⅲ-3-(2)-②就労支援の推進
刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。
 - *7 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定)
刑事施設及び保護観察所において性犯罪者に実施している認知行動療法を活かした専門的プログラムの受講による再犯の抑止効果が確認されることを踏まえ、プログラムの更なる拡充を図る。
 - *8 「性犯罪再犯防止指導」
刑事施設における特別改善指導の一つ。性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者を

対象に、認知行動療法をベースとしたグループワーク等を実施している。

*9 「性非行防止指導」

少年院における特定生活指導の一つ。認知行動療法をベースとするワークブック教材を用いて行うグループワーク又は個別指導を中核プログラムとし、その指導効果を高めるためにマインドフルネス、アンガーマネジメント、性教育等の周辺プログラムを組み合わせ、フォローアップ指導を含めて包括的に実施している。